

第1章 計画策定の考え方

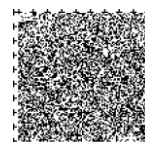
1 計画策定の背景

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月に施行されました。この法律に基づき、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に総合的に取り組んでいます。（参考資料1-1参照）

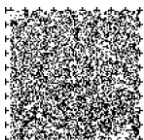
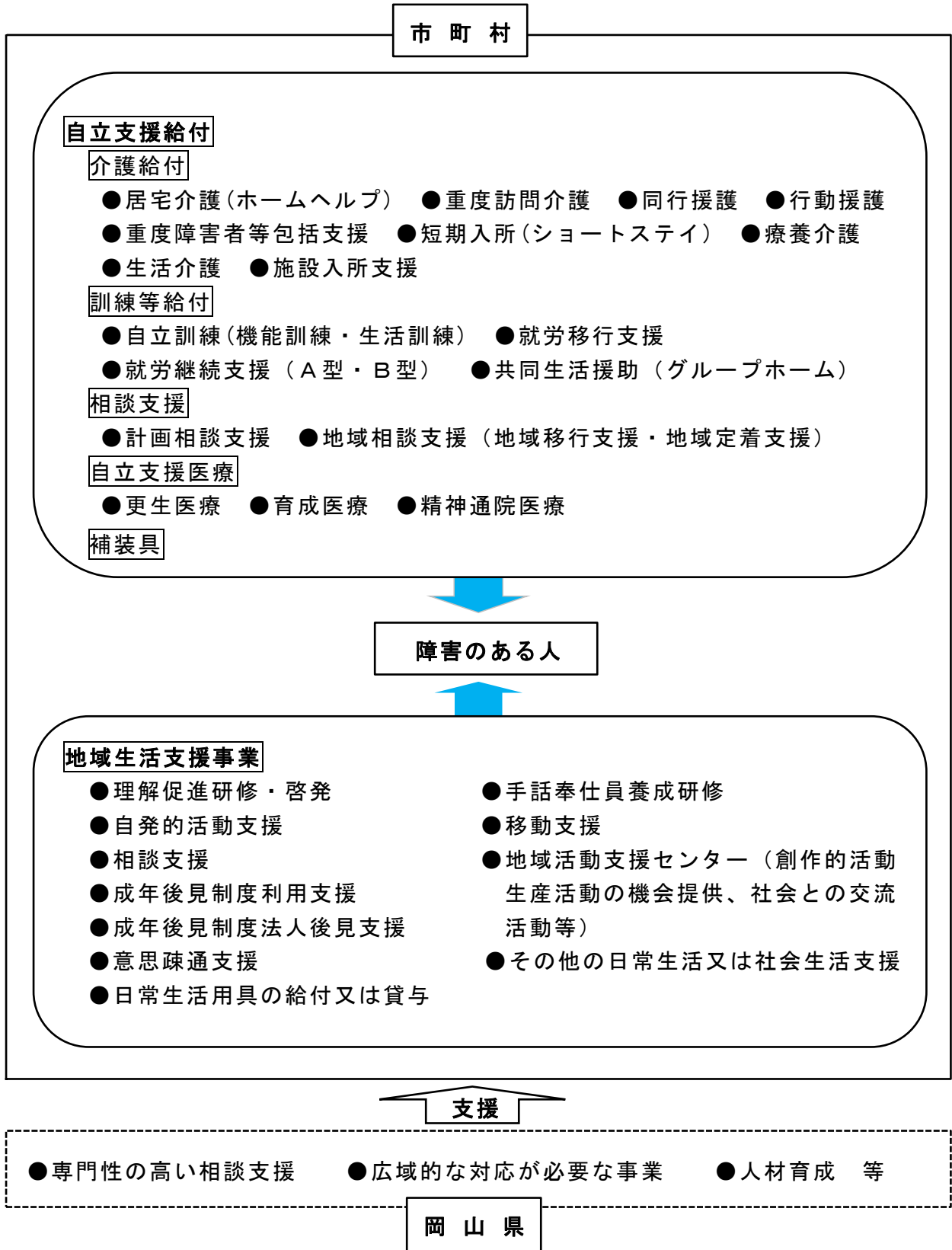
また、障害者虐待の防止や養護者に対する支援に関する施策を推進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とした障害者虐待防止法が、平成24年10月に施行され、平成26年1月には、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が我が国でも批准されました。

条約の批准に先立ち、平成23年8月には障害者基本法が改正され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すことが盛り込まれました。さらに、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月の施行に向けて準備が進められています。

本県では、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から20年度までを計画期間とする岡山県障害福祉計画（以下「第1期計画」といいます。）、平成21年度から23年度までを期間とする第2期岡山県障害福祉計画（以下「第2期計画」といいます。）及び平成24年度から26年度までを期間とする第3期岡山県障害福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）を策定し、同法に基づく障害福祉サービス等の基盤整備を推進してきましたが、このたび、第3期計画の計画期間が終了することから、その進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、障害者総合支援法に基づく、平成27年度から29年度までを計画期間とする第4期岡山県障害福祉計画（以下「第4期計画」といいます。）を策定するものです。



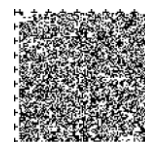
参考資料 1-1 障害者総合支援法のサービス体系及びサービス内容
 (障害者総合支援法のサービス体系図)



(障害者総合支援法のサービス内容の概要)

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介助等の必要性が認定される人にはそれらのサービスを提供します。
相 談 支 援	計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、支給決定後に同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する人に、住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	単身で生活している人に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	(1) 専門性の高い相談 支援事業	障害者就業・生活支援センターの運営、発達障害者支援センターの運営等を通じて、専門性の高い相談支援を行います。
	(2) 広域的な支援事業	市町村域を越えた広域的な支援を行います。
	(3) 各種人材の養成・ 資質向上	障害程度区分認定調査員、相談支援従事者、サービス管理責任者、手話通訳者等の人材を養成するとともに、資質の向上に向けた取組を行います。
	(4) その他の事業	障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や生活訓練、情報支援等を行います。

※地域生活支援事業には県の取組を記載しています。



参考資料 1-2 障害者総合支援法の施行

平成 24 年 6 月 27 日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）」が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更されました。

その他この法律において変更された主な内容は次のとおりです。（3 及び 4 ①～③の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日）

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

2 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

4 障害者に対する支援

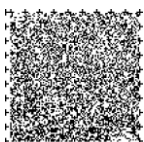
- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

5 サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6 検討規定（法施行後 3 年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方



2 計画の位置付け

この第4期計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定するものです。

また、この計画は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、同計画との整合を図りながら、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその提供体制の確保に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めています。なお、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保するため、今般の第4期計画から、障害児支援について計画に盛り込んでいます。

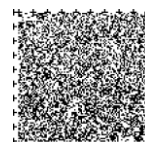
さらに、この計画は、障害のある人のための施策に関する基本計画として策定した第2期岡山県障害者計画の生活支援分野の実施計画として、障害のある人への支援の一層の充実を図るものです。

あわせて、関連する他の県計画（岡山いきいき子どもプラン2015、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画など）との整合を図っています。

障害者総合支援法（抄）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。



＜市町村障害福祉計画・第2期岡山県障害者計画との関係＞

第2期岡山県障害者計画（基本計画）

○障害者基本法に規定された障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第2項）

調和

第4期岡山県障害福祉計画（実施計画）

【県障害福祉計画で定める主な事項】

- ①地域生活や一般就労への移行の平成29年度における成果目標を設定
- ②各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ④障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
- ⑤岡山県地域生活支援事業の実施に関する事項

整合を図る

市町村障害福祉計画

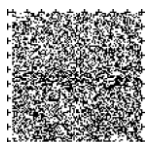
【市町村障害福祉計画で定める主な事項】

- ①地域生活や一般就労への移行の平成29年度における成果目標を設定
- ②各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策
- ③市町村地域生活支援事業の実施に関する事項

調和

市町村障害者計画

○障害者基本法に規定される障害のある人のための施策全般にわたる基本理念、整備目標及び各種施策等を定めたもの（障害者基本法第11条第3項）

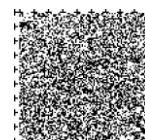
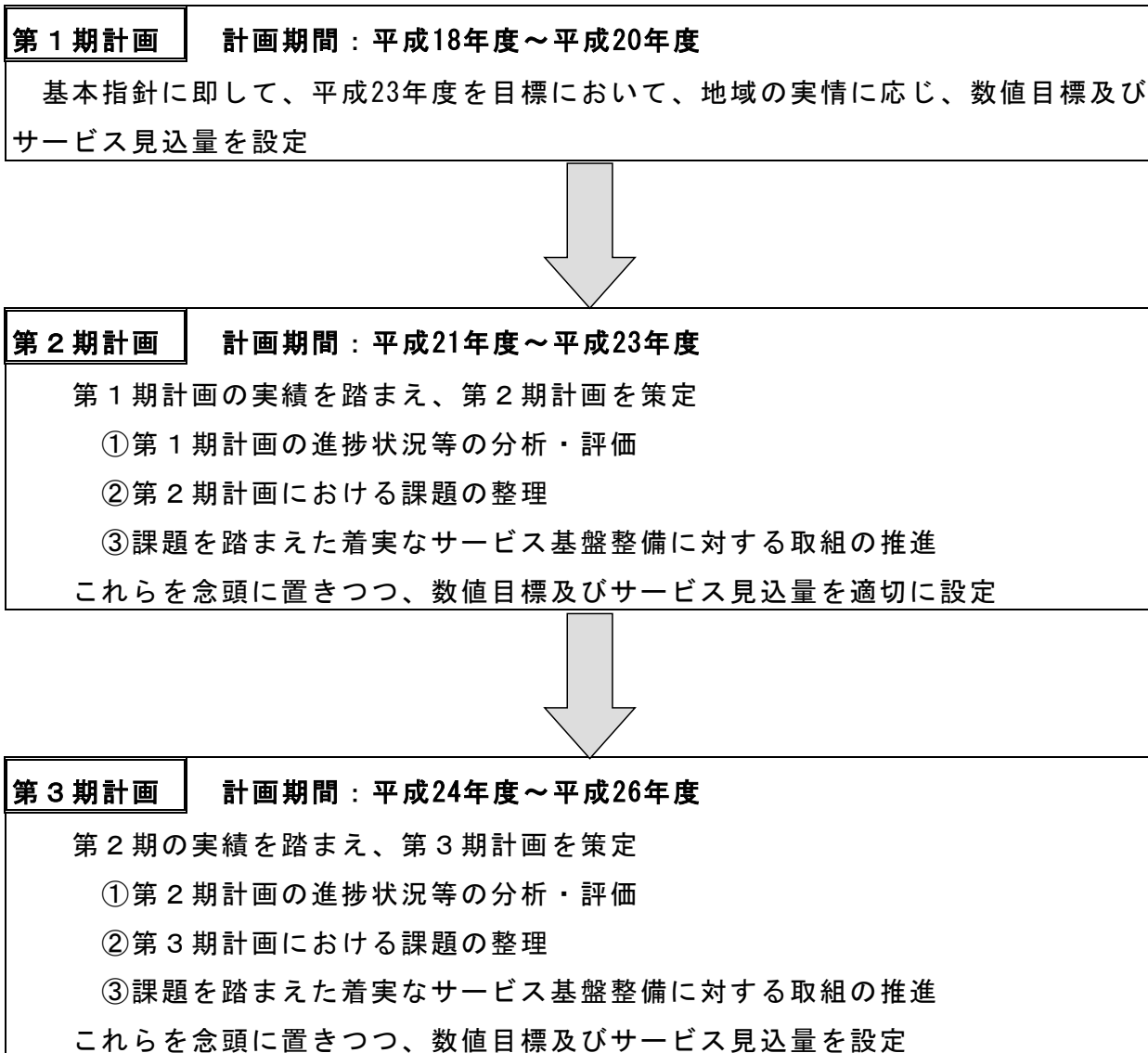


3 計画期間

第4期計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

<第1期計画から第3期計画までの計画期間等>



4 計画の基本理念と重点的な視点

(1) 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

(2) 重点的な視点

(1) の基本理念を踏まえ、特に、次に掲げる5つの点に重点を置きながら、障害福祉サービス等の基盤整備の推進を図っていきます。

① 地域生活移行の促進

障害のある人が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム等の生活基盤を充実することなどにより、福祉施設から地域生活への移行を一層促進していきます。

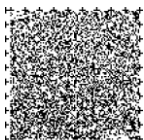
② 就労移行の促進及び所得の向上

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの個性と可能性を活かして働くことができるよう必要な支援をしていくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。このため、就労移行支援サービスの推進や、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、所得向上に向けた支援策の充実を図り、官公需の発注における優先調達への配慮や共同受注の促進等に努めるなど、障害のある人の福祉的就労に関する取組を一層推進していきます。

③ 障害福祉サービス量の充足

障害のある人が地域の中で共生する社会を実現していくためには、障害のある人が必要とするサービス支援を受けながら、その自立と社会参加を促進していくことが必要です。このため、次の観点から、地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、基盤整備を推進していきます。



(ア) 訪問系サービス

県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(イ) 日中活動系サービス

障害のある人が希望する日中活動系サービスの提供を受けられることを目指して、基盤整備を推進していきます。

(ウ) 相談支援

障害のある人が生涯にわたって地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、身近な地域で相談支援が適切に実施できる体制整備を推進します。

(エ) 地域生活支援事業

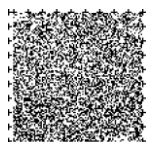
多くの福祉サービスが含まれている地域生活支援事業について、障害のある人のニーズを踏まえた必要な量と質が確保されるよう、その充実を推進していきます。

④ 障害児への支援

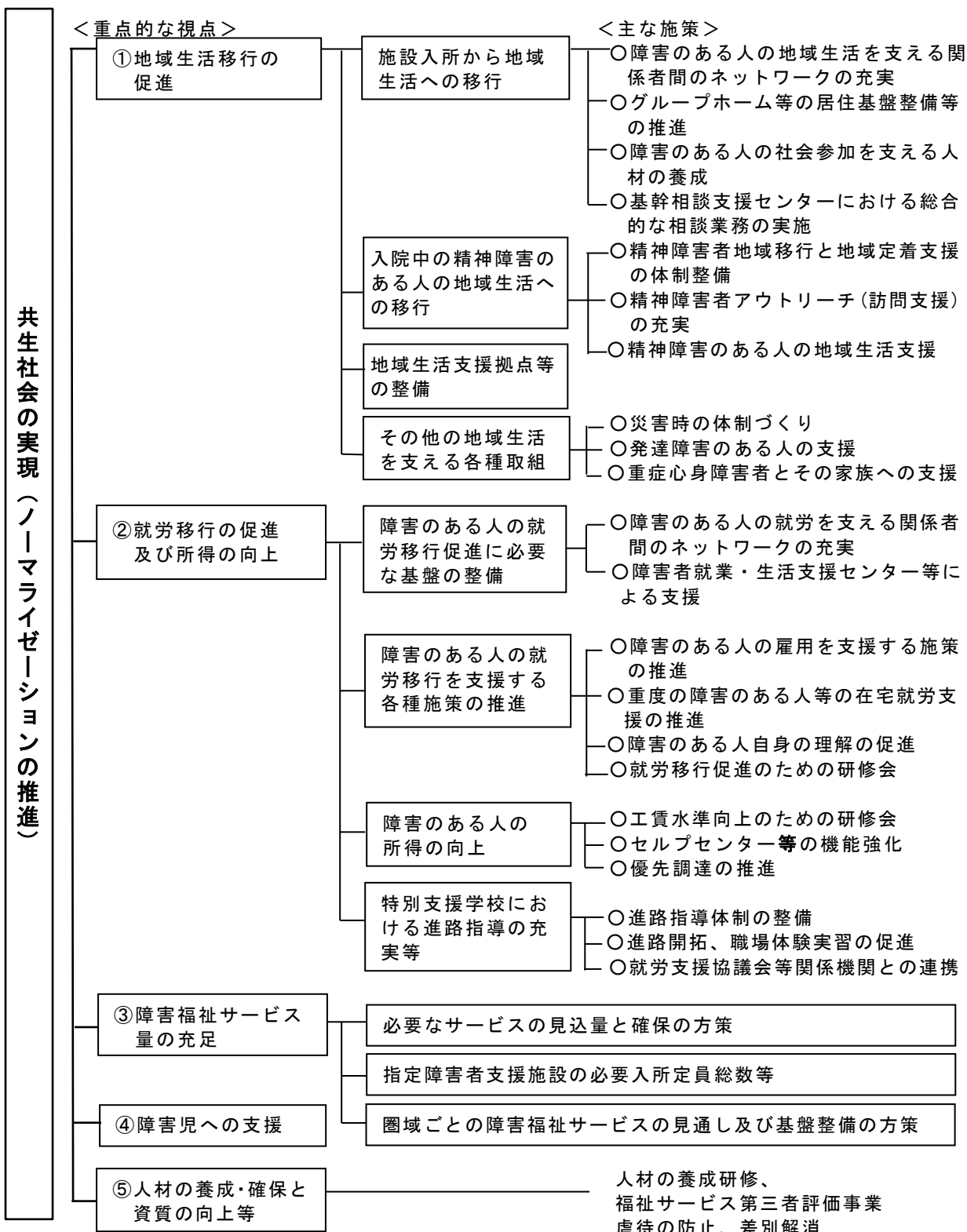
教育、保育、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であり、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保していきます。

⑤ 人材の養成・確保と資質の向上等

障害福祉サービスは対人サービスであり、サービスは人が支えるとの基本的な考えの下、障害福祉サービスや地域生活支援事業等により、支援を必要とする障害のある人の地域生活や社会参加を支え、質の高いサービスが提供されるようホームヘルパーや手話通訳者等の養成、確保に努めるとともに、その資質の向上を図ります。あわせて、障害のある人の虐待防止及び差別の解消に努めます。



＜第4期岡山県障害福祉計画の重点的な視点の体系図＞



- 県地域生活支援事業
地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、全ての重点的な視点に対応した事業を行う。
- PDCAサイクル
成果目標及び活動指標の実績を把握し、中間評価としての分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更等を実施

